

## 第4章 就労的活動支援と短期集中予防サービスの連携

## I 調査の概要

### 1.1. 就労的活動支援体制の実施事例調査

就労的活動支援については、第 1 章記載のとおり、企業から高齢者の就労の場の提供を受け、企業が求める高齢者人材をマッチングするという就労の場ありきの「就労支援」では対象の大半は元気高齢者になる。

一方で「就労的活動」を支援する対象者は、元気高齢者よりも生活しづらさを感じ始めた高齢者（プレフレイル・フレイル・要支援等。場合によっては元気高齢者も含まれる。）であり、本人の特性や希望に合わせて活躍の場・居場所を見出し、提供する支援となる。この「就労的活動」は民間企業が提供する「場」として有効であるが、虚弱な高齢者の多くは心身に不安を感じており、その不安の解消を合わせて行う必要があると思われる。

介護予防・日常生活支援総合事業における短期集中予防通所サービスの実施状況は、全自治体の 39.6%にとどまり、利用者数は通所サービス利用者数のわずか 1.4%に過ぎない状況である。（平成 30 年度老人保健事業推進費等補助金「地域支援事業における介護予防のあり方に関する調査研究事業」）こうした状況は様々な要因によってもたらされているが、短期集中予防サービスを活用した支援を行う場合の課題として、サービス終了後の支援が課題となることが多いと思われる。

ウ 就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)の配置

(ア) 活動内容

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進する。

(イ) 配置

配置先や市町村ごとの配置人数等は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置を可能とする。

(ウ) 資格・要件

地域の産業に精通している者又は中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者とする。

このように、特定の資格要件は定めるものではないが、生涯現役社会の実現や市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体や民間企業と連絡調整できる立場の者が望ましい。

出典：地域支援事業実施要項

この短期集中予防サービスの実施において、利用者が心身の状況に自信を取り戻したタイミングで地域に繋ぐ際に紹介する場のひとつとして就労的活動を行う取り組みが散見される。令和 3 年度の産業界との協働に関する先行研究においては、企業に就労的活動支援

コーディネーターを委託し、短期集中予防サービスの利用者を対象に就労的活動を支援する東京都八王子市を紹介しているが、同市における本格的実施が令和 4 年度からであることから、実際の状況について調査するとともに、同様の取り組みを行った山口県防府市と高知県南国市の事例を取り上げ、高齢者の介護予防や生活支援を一体的に提供する効果的な事業展開としてその手法を理論的に把握する。

### 1.2. リエイブルメント型短期集中予防サービスの実施手法

上記事例を行う 3 市は、いずれもリエイブルメント型の短期集中予防サービスを実施しているという共通点がある。特に山口県防府市では、利用者の 6 割以上がサービス終了後に専門職による訪問および通所サービスを利用せずに地域で生活できる状態となっており、要支援者および事業対象者のサービス費用を大きく削減させるなどの成果を上げている。

こうした成果の中を支える就労的活動支援などの他の事業との連携を含め、その実施手法をまとめる。

### 1.3. 就労的活動支援事例の創出に関するモデル実施について

高齢者の活動的な生活を支援するうえで、SC は高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする役割を担っているが、高齢者の地域における活動先が住民主体の通いの場にこだわることなく、就労的活動も活用することは、高齢者視点で見るその選択肢が増えることに繋がるため、地域に就労的活動支援コーディネーターが配置されていなくても、SC は就労的活動支援を行うべきである。

千葉県では SC 研修において、SC が就労的活動支援を地域活動の選択肢のうちの一つと考えられるよう、実際の事例を基に支援活動を実践し、それを報告する取り組みが行われた。この研修の成果から、就労的活動支援の実践手法や課題、実践者の感想などを報告する。